

令和元年6月13日

保護者の皆様へ

茨城県立岩井高等学校長

空調設備使用料の徴収金額等の変更について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃より学校運営にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、普通教室空調設備費負担金につきましては、これまでは学校諸納入金として月額300円（年額3,600円）を徴収してきたところですが、茨城県県立学校授業料等徴収条例の一部改正等に伴い、令和元年7月1日より茨城県が月額200円（年額2,400円、令和元年度については条例改正が7月のため年額1,800円）を徴収することになりました。

つきましては、下記のとおり取扱いが変更となりますので、よろしく願いいたします。

記

1 徴収金額の変更について

月額 300円 → 月額 200円
(令和元年6月分まで) (令和元年7月分から)

2 徴収者の変更について

PTA会長 → 茨城県
(令和元年6月分まで) (令和元年7月分から)

3 徴収方法について

徴収方法につきましては、これまでどおり授業料・PTA会費等の学校諸納入金の指定預金口座からの振替（引落とし）となりますので、特に手続き等の必要はありません。

4 徴収時期について

下表各月の10日（10日が土日祝日の場合、次の銀行営業日）に口座振替となります。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1・2年生	800円	200円	200円	200円	200円	200円
3年生	800円	200円	200円	200円	400円	—

※10月の口座振替金額は7月、8月、9月及び10月の4カ月分となります。

5 空調設備使用料免除制度について

茨城県が徴収することとなる空調設備使用料には免除制度があります。これは、授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度とは異なりますので、別途手続きが必要になります。

詳しくは裏面に説明がございますのでご確認ください。

空調設備使用料免除制度の概要

1 空調設備使用料の免除を受けることができる場合

- ① 生活保護法の規定による保護を受けるにいたったとき
- ② 災害、傷病、失業、生業不振その他の理由により生活困難となったと認められるとき
- ③ その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められたとき

2 所得基準について

空調設備使用料の免除には所得基準があります。世帯あたりの所得が、一定の所得以下の時に免除を受けることができます。家族構成等により異なりますので、下表の所得基準額表を参考にしてください。

[令和元年度 収入基準額]

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯			2,380,000	3,130,000	3,720,000	4,360,000	5,010,000
母子(父子)世帯	1,330,000	2,120,000	3,020,000	3,680,000	4,240,000	4,880,000	5,560,000

3 免除額について

2,400円/年(令和元年度は1,800円/年)

4 免除の申請方法, 提出期限, 必要書類

① 申請方法

岩井高校事務室にご連絡ください。状況に応じて必要な書類をご説明します。
授業料等免除申請書と併せて提出していただくことになります。

② 提出期限

令和元年6月24日(月)

参 考 (申請に必要な書類例)

【家族構成】

母(パート)・姉(会社員)・祖父(農業)・祖母(無職・年金)・弟(小学5年生)
離婚のため養育費を毎月5万円受給している場合

【必要書類】

- ① 母の所得証明書・児童扶養手当受給者証の写し・養育費に関する申立書(振込が確認できる通帳のコピーも添付)
- ② 姉の所得証明書
- ③ 祖父の農業所得の証明として、確定申告書(青色)及び収支内訳書
- ④ 祖母の年金振込通知書の写し又は改定通知書
- ⑤ 世帯全員の住民票

(問い合わせ先)

茨城県立岩井高等学校 事務室

T E L 0297-35-1667